**よくある質問ＦＡＱ**

〈研修一般〉

|  |
| --- |
| Ｑ　介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を受講するにはどうすればいいですか。 |

Ａ　都道府県知事の指定を受けた研修の実施機関で受講できますので，研修の実施機関に直接、

　お申込みください。

|  |
| --- |
| Ｑ　介護職員初任者研修と介護福祉士実務者研修をセットで受講した場合はどうすればいいですか。 |

Ａ　それぞれの研修分について，補助金を申請してください。

領収書については，それぞれの研修に要した金額分を記載したものを提出してください。

|  |
| --- |
| Ｑ　「介護職員初任者研修」「介護福祉士実務者研修」以外に補助対象となる研修はありますか。 |

Ａ　ありません。

〈補助対象〉

|  |
| --- |
| Ｑ　（個人申請）函館市外に居住しており，函館市内の介護サービス事業所（以下「事業所」という。）で介護職員として勤務している場合は補助対象となりますか。 |

Ａ　対象となります。申請者の居住地に関わらず，勤務先の事業所の所在地が函館市内の場合は

　対象となり，函館市外の場合は対象となりません。

|  |
| --- |
| Ｑ　（個人申請）研修受講時に函館市内の事業所で介護職員として勤務していない場合でも補助対象となりますか。 |

Ａ　研修受講時に勤務していない場合でも，申請日時点で勤務していれば対象となります。

|  |
| --- |
| Ｑ　高校や大学などの授業等において受講した研修の受講料等は補助対象となりますか。 |

Ａ　対象となりません。

|  |
| --- |
| Ｑ　（法人申請）函館市外に法人の所在地があり，函館市内の事業所で勤務している介護職員が　研修を受講する場合は補助対象となりますか。 |

Ａ　対象となります。法人の所在地に関わらず，介護職員が勤務する事業所の所在地が函館市内

　の場合は対象となり，函館市外の場合は対象となりません。

|  |
| --- |
| Ｑ　（法人申請）自らが研修の実施機関であり，雇用した介護職員に対して研修を実施する場合は補助対象となりますか。 |

Ａ　対象となりません。

|  |
| --- |
| Ｑ　函館市内の事業所に事務職員として勤務している場合は補助対象となりますか。 |

Ａ　函館市内の事業所で介護職員として勤務していることが要件であるため対象となりません。

|  |
| --- |
| Ｑ　非常勤職員や派遣職員は補助対象となりますか。 |

Ａ　非常勤職員は対象となりますが，派遣職員は対象となりません。

　　※臨時職員，パート職員等も含め，雇用形態は問いませんが，介護サービス事業者が直接雇用

　　　していることが要件となります。

|  |
| --- |
| Ｑ　研修の修了試験に合格できず，再試験等の追加費用を負担した場合は，その費用は補助対象となりますか。 |

Ａ　対象となりません。

〈申請関係〉

|  |
| --- |
| Ｑ　研修の修了日とはどの時点を指しますか。 |

Ａ　研修の実施機関が発行する修了証明書に記載の日を研修の修了日とします。

|  |
| --- |
| Ｑ　申請書類の提出は郵送可能ですか。 |

Ａ　郵送での受付も可能ですが，可能であれば，函館市役所３階の窓口（保健福祉部地域福祉課）まで申請書をお持ちください。

　　郵送申請の場合，申請内容について確認を行うため，記入いただいた電話番号へ確認のお電話を行う可能性があります。

〈支払い・領収関係〉

|  |
| --- |
| Ｑ　受講料等を銀行振込，コンビニ，クレジットカードなどで支払ったため，振込明細や振込受領書などしかない場合でも申請は可能ですか。 |

Ａ　申請できません。研修の実施機関が発行する領収書が必要ですので，研修の実施機関に発行を

　依頼してください。なお，領収書は，介護職員初任者研修の受講料等であることが確認できるも

　のとしてください。

|  |
| --- |
| Ｑ　領収書を紛失してしまった場合どうすればいいですか。 |

Ａ　研修の実施機関に再発行を依頼してください。

|  |
| --- |
| Ｑ　受講料等を分割払いとしたため，申請日時点で受講料等の一部が未納となっていますが，申請することはできますか。 |

Ａ　申請できません。受講料等を全て納め，領収書が添付できる時点で申請してください。ただし，

　研修の修了日から１年が経過した場合は，申請を行うことができません。